平成２１年（フ）第３８号
宮崎県日南市梅ケ浜２丁目４番１号
破産者　有限会社松田組
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折9545番地31
破産者　株式会社永迫建設興業
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３３号
秋田県大館市長坂字中岱98番地４
破産者　小笠原英一
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第４０号
秋田県大館市川口字洞バミ45番地204
破産者　小笠原庸五建築事務所こと　小笠原庸五
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１３０３号
名古屋市中区上前津２丁目３番11号　長崎屋ビル７Ｂ号
破産者　中西　良太
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９６号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　県営玉井団地25―101
破産者　塚田　順一
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１９７号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　県営玉井団地25―101
破産者　塚田ヤス子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０号
兵庫県たつの市新宮町平野13番地１
破産者　西坂　三樹
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１９５号
広島県福山市東深津町４丁目10番17号　タウン深津202号、旧住所広島県福山市東深津町４丁目10番17号　タウン深津201号
破産者　中塩　　勉
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６５号
福島県南相馬市原町区本町１丁目84番地
破産者　田代　喜一
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１１０号
茨城県笠間市中央１丁目７番11号　ハーモニー鈴木201、申立時住所福島県西白河郡矢吹町中町113番地
破産者　川上和三郎
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１５１４号
埼玉県川口市西青木４丁目３番７号
破産者　新井　　宏
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
埼玉県川口市中青木３丁目10番22号　モーメントピュア302号
破産者　吉田比呂充
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
埼玉県川口市差間１丁目５番17号
破産者　小林　清貴
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
埼玉県和光市丸山台１丁目１番14―802号　畑中ビル
破産者　本橋　義幸
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６４９号
さいたま市岩槻区城南５丁目１番８号
破産者　北原　信夫
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６５０号
さいたま市岩槻区城南５丁目１番８号
破産者　北原　節子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
さいたま市浦和区常盤５丁目８番44号　１―301
破産者　田中　詩美（旧姓金澤）
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１５号
横浜市緑区東本郷６丁目11番17―302号
破産者　井上　　勝
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部